

## 福岡県福祉サービス第三者評価事業実施要綱

### 1 目的

福祉サービスの選択に有効な情報を利用者に提供するとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すため、事業者が提供する福祉サービスの内容を第三者が評価する福岡県福祉サービス第三者評価事業を実施する。

### 2 実施機関

この事業を実施するため、福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に福岡県福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）を設置する。

### 3 事業

推進機構は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 第三者評価機関の認証及び取消しに関すること
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること

### 4 組織

- (1) 本事業を推進するため、推進機構に次に掲げる委員会を置く。
  - ア 第三者評価機関認証委員会（以下「認証委員会」という。）
  - イ 第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という。）
- (2) 認証委員会及び基準等委員会の職務等については、別に定める。

### 5 認証

第三者評価機関を認証するための基準及び手続きは推進機構が認証委員会に諮って別に定める。

### 6 評価基準及び手法

第三者評価機関が評価を行うに当たっての基準及び手続きは推進機構が基準等委員会に諮って別に定める。

## 7 守秘義務

推進機構の職員及び委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 8 事業計画

推進機構は、年度当初に事業計画を策定し、福岡県福祉労働部長に提出しなければならない。

## 9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行し、平成20年4月1日から適用する。